

2016年2月22日

NHK 会長 萩井 勝人 様
NHK 奈良放送局 局長 岩崎 治幸 様

NHK 問題を考える奈良の会
代表 佐藤 真理
〒630-8213 奈良市登大路町 36 番地
大和ビル 4 階
奈良合同法律事務所

申し入れ

マスコミを取り巻く厳しい状況の中、視聴者から信頼される公共放送 NHK 実現のため職務に精励され、ご多忙のことと存じます。

さて、いくつかの喫緊の問題につきまして、以下の通り申し入れを致します。

1. 高市総務相の「電波停止」発言に対し、毅然とした見解の表明を求めます。

2016年2月8日以降の高市総務相発言は、放送事業を所管する大臣が放送番組の内容と関わらせて行政処分を発動する可能性を公言、「テレビ局の報道の自由を侵害する憲法違反の行為をする」という極めて由々しき問題です。

NHKは、2月10日のニュース9で国会のやり取り（1分40秒）を報道されましたが、自らの見解は、いまだ表明されていません。黙っていれば黙認したと受取られます。「政府からの自立」を堅持すべく、毅然とした見解の表明を重ねて求めます。

2. 政権べったりの報道に抗議します。

昨年の安保法案の国会審議、全国的な抗議行動を、NHKは政権側の主張や見解をできるだけ効果的に伝え、政権への批判を招くような事実や批判の言論、市民の反対運動などは極力報じないという姿勢が際立っていました。（参考：ブックレット「安保法案 テレビニュースはどう伝えたか」）

TPP、沖縄辺野古米軍基地建設などについての報道も同様でした。

このようなことは、放送法に定められている「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点をあきらかにする」ことに違反し、公共放送の使命を果たしているとは言えません。

3. 受信料支払の義務化に断固反対します。

私たちが受信料を支払うのは、政府から独立し国民の知る権利に応える真の公共放送としてのNHKです。昨年9月24日、自民党「放送法改正に関する小委員会」がマイナンバーを活用する受信料支払いの義務化の検討を、NHKと総務省に要請しました。これに対して、萩井会長は「マイナンバーは使えると思う。積極的に検討したい」と述べました。総務省は、今年の6月に第一次取りまとめを出すとしています。

受信料支払いが義務化され、強制徴収になれば、NHKは「視聴者・市民のための公共放送」という立場を取ることをやめ、視聴者・市民はますます意思表示することができなくなり、戦前の「大本営発表」をする国営放送局になってしまいます。

4. 受信料支払いの民事督促に強く抗議し、裁判で闘うことを表明します。

昨年10月、「NHK問題を考える奈良の会」会員の宮内正徹氏は、34ヶ月間の受信料支払い凍結に対し、奈良簡易裁判所から民事督促を受けました。

受信料の支払いは、視聴者とNHKが交わす「受信契約」という双務契約の上での支払いです。従って、NHKが公共放送として放送法で定められている責務、また、放送ガイドラインで「生命線」と謳っている「政府からの自立」が履行されないならば、視聴者には受信料の支払いを拒むことができると考えます。

奈良地方裁判所への移送が認められました。強力な弁護団を結成して裁判に臨みます。

以上